

青森県報

第二千二百九十二号

平成十六年
二月二十三日
(月曜日)

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第一号

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則(平成二年三月青森県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

目次
規則
青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則.....
(監理課).....一
告示
保安林の指定.....
(林政課).....二
都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値の指定.....
(建築住宅課).....二
公告
市街地再開発組合の定款変更の認可.....
(建築住宅課).....三
出先機関
土地改良区の役員退任.....
(農林水産地方事務所).....三

規 則

青森県建設工事の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年二月二十三日

- 第一条第二項中「(同項の規定により添付しなければならない書類を含む)の」を、「又は第十六条第二項の様式及び第四条第一項の知事が定める書類に記載又は記録をすべき」に、「記載事項」を「事項」に、「記載を」を「記載又は記録を」に、「その記載内容」を「それらの記載又は記録の内容」に改める。
- 第三条第二項中「隔年に一回定期の資格審査を行い、及び当該定期の資格審査を行う年の中間の年に追加の」を「毎年一回定期の」に改める。
- 第四条第二項中「及び追加の資格審査」を削る。
- 第五条第二項中「主観的査定要素」の下に「(県内に主たる営業所を有しない者にあつては、同表第五号に掲げるものに限る。)」を加える。
- 第七条第一項中「翌々年」を「翌年」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第一号中「定期の資格審査を行う年の」を削り、同条第二号中「定期の資格審査を行う年の」を削り、「翌々年」を「翌年」に改め、同条第三号を削り、同項を同条第二項とする。
- 第十五条の次に次の二条を加える。
 - (電子情報処理組織による申請等)
 - 第十六条 第四条第一項の規定にかかわらず、資格審査の申請は、資格審査を処理するため知事が設置し、及び管理する電子情報処理組織(県の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下同じ。))と資格審査を受けようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を使用して行うことができる。
- 前項の規定による申請をしようとする者は、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルから入手可能な様式に記載すべき事項を当該申請をしようとする者の使用に係る入出力装置から入力しなければならない。
- 前項に規定する者は、第四条第一項の知事が別に定める書類を知事に提出しな

ればならない。

4 第一項の規定により行われた申請については、第四条第一項の書類の提出により行われたものとみなして、この規則の規定を適用する。

5 第一項の規定により行われた申請は、県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされたときに県に到達したものとみなす。

(電子情報処理組織を使用する者の届出)

第十七条 前条第一項の規定による申請をしようとする者は、あらかじめ、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。

一 商号又は名称

二 主たる営業所の所在地

三 代表者の氏名

四 建設業の許可番号

2 知事は、前項の届出があつたときは、当該届出をした者に、識別符号及び暗証符号を通知するものとする。

別表第二中第二号を第五号とし、第一号の次に次の三号を加える。

二 安全管理及び労働福祉の状況

三 品質保証体制の構築の状況

四 地域貢献の状況

附 則

1 この規則は、平成十六年三月一日から施行する。

2 改正後の青森県建設工事業の競争入札に参加する者の資格等に関する規則の規定は、平成十六年七月一日以後に行う一般競争入札又は指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者について適用し、同日前に行う競争入札に参加する者については、なお従前の例による。

告 示

青森県告示第百九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第一項の規定により、

次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十六年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

東津軽郡平内町大字外童子字滝ノ沢二の三〇

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び平内町役場に備え置いて縦覧に供する。)

青森県告示第百十号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第五十二条第一項第六号、第五十三条第一項第六号、第五十六条第一項第二号二及び別表第三(欄)の五の項の規定により、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域内の建築物に係る数値を次のとおり定め、平成十六年四月一日から施行する。

平成十六年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

区域の区分	法第五十二条第一項第六号の規定による	法第五十三条第一項第六号の規定による	法第五十六条第一項第二号二の規定による	法別表第三(欄)の五の項の数
-------	--------------------	--------------------	---------------------	----------------

全域	数値	数値	る数値	値
十分の二十		十分の七	二・五	一・五

公 告

市街地再開発組合の定款変更の認可

都市再開発法（昭和四十四年法律第三十八号）第三十八条第一項の規定により、青森駅前第一地区市街地再開発組合の定款の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により次のとおり公告する。

平成十六年二月二十三日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 組合の名称
青森駅前第一地区市街地再開発組合
- 二 事業施行期間
平成三年二月から平成十八年三月まで
- 三 施行地区
青森市新町一丁目二の一から二の一四まで、二の一七から二の三三まで、二の三四から二の三八まで、三の一、三の五二の一部、一〇一の一の一部、一〇二の一の一部及び一〇二の三の一部
- 四 事務所の所在地
青森市新町一丁目二の二
- 五 設立認可の年月日
平成三年二月一日
- 六 変更認可の年月日
平成十六年二月十六日

出 先 機 関

土地改良区の役員退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、坪土地改良区から、次のとおり役員退任の届出があったので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十六年二月二十三日

上北地方農林水産事務所長 山 口 真 誉

区役員の別	氏 名	住 所	退任の年月日
監事	坪 勝 康	上北郡天間林村大字天間館字後平二一六の二四	平成二五・二・二六

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市古川一丁目一七番五
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭